

1. 事業説明シート

事業名	急傾斜地崩壊対策事業 [急傾斜地崩壊対策事業(国補)]	事業箇所	南都留郡富士河口湖町西湖	地区名	桑留尾Ⅱの3 (クワルビニノサン)	事業主体	山梨県
-----	-----------------------------	------	--------------	-----	-------------------	------	-----

**(1) 事業の概要**

**①課題・背景**  
 桑留尾Ⅱの3地区は、富士山北麓の富士河口湖町に位置する、西湖岸沿いの急傾斜地であり、平成18年3月27日に土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている。  
 当該斜面は、平均斜面高110m、平均勾配38度の急傾斜地で、保全対象には、人家2戸、集合住宅1棟があり、当該斜面が崩落した場合、人命に影響のある災害が発生する可能性があるため、事業の実施が急務である。

**②整備目標・効果**

□主要目標 ○崖崩れ被害の防止

- ・災害実績：有
- ・保全対象：人家2戸、集合住宅1棟（換算10戸）、2級河川桑留尾川L=50m、町道L=50m
- ・重要公共施設の有無：無

合計12戸>5戸以上※ ※評価基準値

□副次目標 ー

□副次効果 ー

**(2) 整備内容**

**①整備内容**  
 重力式擁壁工 L=130m 法面保護工 A=1,300m<sup>2</sup>

**②着手年度** 令和2年度 **③完成見込年度** 令和7年度

**④総事業費** 約2.20億円 (国費99万円(4.5/10)、県費99万円(4.5/10)、町費220万円(1.0/10))

**⑤年度別の整備内容 (事業費)**

令和2年度	地形測量、地質調査、詳細設計	20 百万円
令和3年度	用地測量、用地取得・補償	5 百万円
令和4年度	重力式擁壁工、法面保護工	50 百万円
令和5年度	重力式擁壁工、法面保護工	50 百万円
令和6年度	重力式擁壁工、法面保護工	50 百万円
令和7年度	重力式擁壁工、法面保護工	45 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

**⑥既整備内容・期間・事業費**  
 未整備

**(3) 事業の妥当性評価**

**①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)**  妥当  妥当でない  
 急傾斜地法第12条により、行政が行うことが妥当。

**②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか)**  妥当  妥当でない  
 急傾斜地法第12条により、行政が行うことが妥当。

**③経済妥当性**  妥当  妥当でない

総事業費	220 百万円	工期	R2~R7	基準年	R1
経済効率性	費用	195 百万円	便益	467 百万円	
	建設費	195 百万円	一般資産被害抑止	386 百万円	
	維持管理費	百万円	公共土木施設等被害	4 百万円	
			人身被害抑止	77 百万円	
			その他	百万円	
B/C			2.4		

費用便益比 (B/C) は1.0を超えており、経済効率性は確保されている

**④事業実施・規模の妥当性**  妥当  妥当でない  
 地形状況を考慮し、必要最小限の規模とした。

**⑤整備手法の有効性**  妥当  妥当でない  
 地形・地質状況から最も効果的・経済的な工法とした。

**⑥環境負荷等への配慮**  妥当  妥当でない  
 環境負荷の少ない工法を採用する。

**⑦事業計画の熟度**  妥当  妥当でない  
 地元要望に基づいており、町から受益者負担金の同意は得られている。

総合評価 [貢献度ランク：b]



## 2. 添付資料シート

